

岡山県介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 岡山県の交付する介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）（以下「補助金」という。）については、「令和7年度介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施について」（令和7年12月22日付け、老発1222第2号厚生労働省老健局長通知。）の別紙1「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」、別紙2「令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（以下、「国の実施要綱」という。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）に対する支援を行うとともに、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供しなければならない介護施設等に対し、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として食料品の購入費等に対する補助を行うことを目的とする。

（補助対象事業）

第3条 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

（1）介護事業所等に対するサービス継続支援事業

① 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用（※1）の一部を補助する事業。

（例）※1 ○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所

ア 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費

イ ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

○ 入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所

ウ 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境

改善に必要となる経費

エ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機・サーキュレーター等の居室や浴室等における温度や湿度の管理に必要な設備・物品等の購入等経費

② 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用（※2）の一部を補助する事業。

(例) ※2 ○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所

ア 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費

イ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費

ウ 衛生用品、医療用品等の購入等経費

エ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費

オ その他災害への備えとして必要と認められる経費

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入等に係る経費を補助する事業。

(交付額の算定)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準単価と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定して算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

事業名	1 対象事業者	2 基準単価	3 対象経費
(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業	別添1に定める補助対象事業所・施設	別添1に定める額(※3)	別添1に定める経費(※4)
(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業	別添2に定める補助対象施設	別添2に定める額(※3)	別添2に定める経費(※4)

※3 対象事業者の申請総額が本県の予算額を超過する場合、予算額の範囲内となるよう基準単価を減額して交付額を算定する。

※4 本補助金の目的に即した経費であれば、別添1及び2に記載する経費に限らず、第7条による交付の決定後に対象事業者が購入等を行った経費を補助対象とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の対象となる者（以下、「対象事業者」という。）に対しては、規則に基づき、次のとおり交付条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽易な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (6) 知事が前号の当該帳簿及び証拠書類の提出を求めた場合には、直ちに知事へ提出しなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、仕入控除税額報告書（第4号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。
- (9) 事業の遂行に当たり、知事が指示した事項については、これを遵守しなければならない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 知事は、前条により提出された申請書等の審査等を行い、相当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、対象事業者に対し通知する。

(変更等の承認)

第8条 第6条の申請において、事業計画に変更がある場合は、補助金変更承認申請書(第2号様式)に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書等の提出があった場合において、その内容を審査し、相当であると認めるときは、その変更等を承認し、その旨を通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付することができる。

(事情変更による変更)

第9条 知事は、第7条による交付の決定後に生じた事情の変更により、対象事業者の責めに帰さない事由で、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する必要があるときは、前条に規定する変更等の承認によることなく、既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付することができる。

(軽易な変更の範囲)

第10条 規則第10条ただし書の知事が定める軽易な変更は、補助の目的及び事業効果に関係しない細部の変更並びに交付決定を受けた額の20%以内の減額である場合とする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、第7条の規定による交付の決定通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第12条 第7条の規定により交付決定を受けた対象事業者は、補助事業等が完了したときは、実績報告書(第3号様式)に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第13条 知事は、前条により提出された実績報告書等の審査等を行い、相当と認めるときは、交付すべき補助金を確定し、対象事業者に対し通知する。

(概算払)

第 14 条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定による概算払には、概算払請求書の提出を要しないものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第 15 条 知事は、規則第 17 条第 1 項に定めるもののほか、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

(1) この要綱の規定に違反した場合

(2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(雑則)

第 16 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 5 日から施行し、令和 8 年度の補助金から適用する。

別添1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）			①介護サービスを円滑に継続するための対応	②災害備蓄等への対応
事業所・施設等の種別（※1）			気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・備品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型 (同一建物減算の算定がある事業所)	200千円 /事業所	
2		上記以外であって、 1月あたり延べ訪問回数200回以下	300千円 /事業所	
3		上記以外であって、 1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400千円 /事業所	
4		上記以外であって、 1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500千円 /事業所	
5	訪問入浴介護事業所		200千円 /事業所	
6	訪問看護事業所		200千円 /事業所	
7	訪問リハビリテーション事業所		200千円 /事業所	
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200千円 /事業所	
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300千円 /事業所	
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400千円 /事業所	
11	通所リハビリテーション事業所		200千円 /事業所	
12	特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200千円 /事業所	
13	福祉用具貸与事業所		200千円 /事業所	
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200千円 /事業所	
15	夜間対応型訪問介護事業所		200千円 /事業所	
16	地域密着型通所介護事業所		200千円 /事業所	
17	認知症対応型通所介護事業所		200千円 /事業所	
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200千円 /事業所	
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200千円 /事業所	
20	地域密着型特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200千円 /事業所	
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200千円 /事業所	
22	居宅介護支援事業所		200千円 /事業所	
23	介護老人福祉施設		6千円 /定員	
24	介護老人保健施設		6千円 /定員	
25	介護医療院		6千円 /定員	
26	地域密着型介護老人福祉施設		6千円 /定員	
27	短期入所生活介護事業所		6千円 /定員	
28	養護老人ホーム		6千円 /定員	
29	軽費老人ホーム		6千円 /定員	
対象経費の例（※2）			<p>【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】</p> <p>ア、燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ、ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費</p> <p>【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】</p> <p>ウ、光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 エ、業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室における温度や湿度の管理に必要な設備・物品等の購入等経費</p>	<p>【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】</p> <p>ア、飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ、ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ、衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ、簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ、その他災害への備えとして必要と認められる経費</p>
交付額（補助額）			<p>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に①及び②の両事業を交付することができる。</p>	

※1 訪問介護及び通所介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断する。
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員数を基準とする。
交付申請時点で指定等を受けている事業所・施設等を補助対象とし、休止中の事業所・施設等は対象外となるが、交付申請時点で事業を再開している場合は対象とする。
各介護予防サービスは補助対象に含まない。
介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は補助対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

※2 ここに記載するものは対象経費として考えられるものを例示したものであり、本事業の目的に則した設備備品等を選定している場合は、幅広く対象経費とする。
ただし、補助の対象となるのは、県が交付決定した日以降に事業所・施設等が購入等した経費とし、過去（交付決定日より前の日）に購入等した経費については、補助の対象とならない。

別添 2 介護施設等に対するサービス継続支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）		補助対象施設	介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入等費用を支出した施設等
施設等の種別（※1）			
1	介護老人福祉施設		18千円 /定員
2	介護老人保健施設		18千円 /定員
3	介護医療院		18千円 /定員
4	地域密着型介護老人福祉施設		18千円 /定員
5	短期入所生活介護事業所		18千円 /定員
6	養護老人ホーム		18千円 /定員
7	軽費老人ホーム		18千円 /定員
対象経費の例（※2）		施設における食事の提供に係る食材料費等（食事の準備を外部へ委託している施設においては、その委託経費）	
交付額（補助額）		施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	

※1 定員数は、令和7年4月1日時点の定員数を基準とする。

交付申請時点で指定等を受けている施設等を補助対象とし、休止中の施設等は対象外となるが、交付申請時点で事業を再開している場合は対象とする。

※2 補助の対象となるのは、県が交付決定した日以降に事業所・施設等が購入等した経費とし、過去（交付決定日より前の日）に購入等した経費については、補助の対象とならない。

第1号様式

岡山県介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）
交付申請書

岡山県知事 殿

(申請者)
郵便番号 千 一
住所

法人名
代表者の役職
代表者氏名

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額 : _____ 円

(内訳)

1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 _____ 円
2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業 _____ 円

(添付書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1-1）
- 2 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（事業所等単位）（別紙様式1-2）
- 3 金融機関口座情報
- 4 口座情報が確認できる資料（通帳の写し等）

【申請内容に関する問い合わせ先】

部署名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

第2号様式

岡山県介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）
変更（中止、廃止）承認申請書

岡山県知事 殿

（申請者）
郵便番号 〒 —
住所

法人名
代表者の役職
代表者氏名

令和 年 月 日付け、岡山県指令福企第 号で交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり事業変更（中止、廃止）したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により、関係書類を添えて申請する。

(1) 既交付決定額： _____ 円

(2) 変更申請額： _____ 円

（変更後所要額内訳）

1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 _____ 円

2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業 _____ 円

(3) 差引額 : _____ 円

(4) 変更（中止、廃止）の理由

（添付書類）

- 1 事業所・施設別変更申請額一覧（別紙様式2-1）
- 2 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（変更）（事業所等单位）（別紙様式2-2）

第3号様式

岡山県介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）
実績報告書

岡山県知事 殿

(申請者)
郵便番号 千 一
住所

法人名
代表者の役職
代表者氏名

令和 年 月 日付け、岡山県指令福企第 号で交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり事業を完了したので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第13条第1項の規定により、関係書類を添えて報告する。

(1) 既交付決定額： _____ 円

(2) 実績額： _____ 円

(実績額内訳)

1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 _____ 円
2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業 _____ 円

(添付書類)

- 1 事業所・施設別実績額一覧（別紙様式3-1）
- 2 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書
（事業所等単位）（別紙様式3-2）
- 3 誓約書（別紙様式3-3）

【報告内容に関する問い合わせ先】

部署名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

報告者 郵便番号 〒
住所

法人名
代表者の役職
代表者氏名

岡山県介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令福企第 号で交付決定を受けた岡山県介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告する。

記

- 1 岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第14条の規定による確定又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

【報告内容に関する問い合わせ先】

部署名：

担当者氏名：

連絡先：(tel)

(e-mail)